令和８年７月１日作成
新潟県福祉保健部高齢福祉保健課

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するＱ＆Ａ

番号	項目	質　問	回　答
1	全体	令和８年度に事業を実施する場合、実際の事業期間はいつからいつまでになるのか。	対象となる事業実施期間は、令和８年４月１日から令和９年１月 31 日までとなります 。 なお、事業実施に伴う支払いについては、令和９年１月 31 日までに完了してください。 （支払いしたことがわかる領収書等を実績報告書に添付する必要があります。）
2	全体	申請は各事業所単位で行うのか。	交付申請や実績報告は法人単位で提出をお願いします。 なお、法人で複数の訪問介護事業所や通所介護事業所等の交付申請書等を提出する場合は、法人で各事業所分を取りまとめて提出をお願いします。
3	全体	補助金が事業所に交付されるのは、いつになるのか。	補助事業が完了し、法人からの実績報告書を県が受理した後、概ね２週間程度で指定した口座に補助金を支払います。 ただし、実績報告書の内容に不備があった場合は、修正等が済み次第、補助金を支払います
4	全体	人材確保体制構築支援事業、経営改善支援事業、地域の体制づくり支援事業において、それぞれどのようなサービスが補助対象となるのか。	Ｑ＆Ａ下部の別表１をご確認ください。

番号	項目	質　問	回　答
5	全体	人材確保体制構築支援事業や経営改善支援事業、地域の体制づくり支援事業において、複数の区分の事業を実施することは可能か。その場合の補助上限額の考え方はどのようになるのか。	各事業における補助対象サービスであることを前提に、複数の区分の事業を実施することは可能です。 ただし、それぞれの区分毎の基準額以内、かつ、人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業については、両事業の合計で１事業所あたり 50 万円を上限とし、地域の体制づくり支援事業については、１事業所あたり 250 万円（通所介護等の場合は、329 万 4 千円）を上限とします。 なお、上限額を超える部分については、各事業所の自己負担となります。
6	全体	人材確保体制構築支援事業における「研修体制の構築の支援」、「中山間・離島地域における採用活動の支援」及び経営改善支援事業における「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」、「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」の対象経費の例としてどのような経費が挙げられるのか。	Ｑ＆Ａ下部の別表２をご確認ください。
7	全体	法人本部において、一括して補助対象の取組（研修の実施や広報活動など）をしているが、事業所ごとの経費をどのように計上したらよいか。	経費を対象となる事業所数で按分する等により、１事業所あたりの経費を計上してください。 （例）３事業所の広報活動を法人本部において、一括して実施している場合 30 万円（費用）÷３（事業所数）＝10 万円（補助対象経費）
8	【人材確保】研修体制の構築支援	別団体等が実施する研修会に職員を参加させ、その費用を事業所が負担する場合も対象となるのか。	事業所が主体的に研修を開催する場合及び外部の研修に参加する場合のいずれも補助対象となります。

番号	項目	質　問	回　答
9	【人材確保】研修体制の構築支援	オンライン研修に用いるため、新たにモニターを購入する場合も対象となるのか。	補助対象となります。ただし、既存設備の更新、買い替えは除きます。
10	【人材確保】経験年数が短いホームヘルパーの同行支援	経験年数が短いとは何年までが対象となるのか。	原則として、訪問介護員として勤務した経験年数が１年未満の方を対象とします。ただし、以下のような場合は経験年数が１年を超える場合も対象とします。 ・訪問業務に従事した期間が１年以上であるが、従事する頻度が低いために十分な経験を積んでいない場合。 ・他の事業所等で訪問介護員としていた経験があるが、１年以上のブランクが空いている場合。 ・外国人の方が訪問介護員として勤務する場合。 ・県が対象と認める場合。
11	【人材確保】経験年数が短いホームヘルパーの同行支援	同行支援に要した経費はどのように算出するのか。	同行訪問に要した時間に応じて、以下のとおりの基準額を実支出額として算出するものとします。 【中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合】 ・30 分未満…2,500 円　・30 分以上…4,000 円 【中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合】 ・30 分未満…3,500 円　・30 分以上…5,000 円 　なお、同行訪問が必要な回数については、対象者に応じて、事業所が適切に判断してください。

番号	項目	質　問	回　答
12	【人材確保】 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援 （人材確保に関する経費）	周辺の訪問介護事業所の休廃止等に伴い、利用者が集合住宅等（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等）に入居した場合で、当該集合住宅等に併設する訪問介護事業所が受け入れを行う場合は対象となるのか。	補助対象外となります。 （在宅で生活する利用者に対して訪問介護サービスの提供を継続する場合のみ対象となります。）
13	【経営改善】 経営改善の支援	対象経費として、訪問介護等事業所が事務作業を行うための臨時職員を雇用するために要する経費とあるが、指定申請や報酬請求等を行うための事務員等の雇用に係る費用も対象となるのか。	補助対象となります。
14	【経営改善】 経営改善の支援	コンサルタント事業者等と年間契約する場合、補助対象期間外（交付決定前等）が含まれる場合は対象となるのか。	委託料の支払い時期により以下のとおりとなります。 ・R8.3.31 以前に１年分の委託料を支払っている場合 →補助対象外 ・毎月の分割払いの場合 →R8.4.1 から R9.1.31 までに支払った分のみ対象 ・R8.4.1 以降に１年分の委託料を支払っている場合 →R8.4 から R9.1 までの期間分であり、かつ、R8.4.1 から R9.1.31 までに支払いを行った分のみ補助対象

番号	項目	質　問	回　答
15	【経営改善】 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	常勤化の具体的な勤務条件はあるのか。	各事業所の就業規則で常勤職員が勤務すべき時間と規定されている時間数を勤務していることが基本となり、社会保険に加入することが必須条件となります。
16	【経営改善】 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	対象経費の例として、登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費とあるが、差額をどのように証明するのか。	離職した登録ヘルパー等に対して支給していた賃金実績と、新たに雇用した常勤のホームヘルパーに支給した賃金実績を支払台帳の写し等で確認をします。 なお、離職から新たに常勤のホームヘルパーを雇用するまでの期間は、６か月以内とします。
17	【経営改善】 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	外部業者等へホームページ等の作成を依頼する場合の費用や地元新聞等への求人広告掲載料は対象となるのか。	いずれも対象となりますが、対象となるのは、広告掲載やチラシ作成、ホームページ開設など、広報活動に要する経費であって、人材紹介会社に対する紹介料など、採用活動に要する経費は対象とはなりません。
18	【地域の体制づくり】 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の支援	訪問機能の導入に係る経費として、新しく雇用した訪問介護員等への人件費は補助対象になるか。また、電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用とあるが、自動車や原動機付き自転車の購入は補助対象となるのか。	訪問介護員等の人件費は訪問介護サービスの報酬に含まれるため、補助対象外となります。 また、自動車は対象外となりますが、原動機付き自転車は対象となります。

番号	項目	質　問	回　答
19	【地域の体制づくり】人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の支援	訪問用自転車など移動手段の確保に係る費用として、自動車の購入は補助対象となるのか。	自動車は対象外となりますが、原動機付き自転車は対象となります。

別表１（各区分における補助対象サービス）

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>補助対象サービス</th></tr>
<tr><td rowspan="4">人材確保体制構築支援事業</td><td>ア</td><td>研修体制の構築の支援</td><td rowspan="8">訪問介護（基準該当サービスや離島等相当サービスを含む。）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援</td></tr>
<tr><td>ウ
エ</td><td>経験年数が短い訪問介護員等への同行支援</td></tr>
<tr><td>オ</td><td>周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援
（人材確保に関する経費）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">経営改善支援事業</td><td>ア</td><td>経営改善の支援</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援</td></tr>
<tr><td>ウ</td><td>介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援</td></tr>
<tr><td>エ</td><td>周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援
（利用者の引継等に関する経費）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域の体制づくり支援事業</td><td>ア</td><td>通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の支援</td><td>通所介護
地域密着型通所介護
※指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所のみ。</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の支援</td><td>訪問介護
※指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所のみ。</td></tr>
</table>

別表２（各区分における対象経費の例）

区　分			対象経費の例
人材確保体制構築支援事業	ア	研修体制の構築の支援	・介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用 ・介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用
	イ	中山間・離島地域における採用活動の支援	・離島等地域に所在する事業所で、インターンの受け入れや職場体験等を実施するにあたり、定期船の運航時間その他の事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費 ・中山間地域等に所在する事業所で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費
経営改善支援事業	イ	登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	・登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費 ・登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費
	ウ	介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	・介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費